

○ 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、全ての税務署を対象に、税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- ・ e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・ 書面により提出する場合は、下表の業務センターへ郵送願います。

（注）1 税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

2 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

- ・ 国税に関するご相談（納付に関するご相談を含みます。）
- ・ 税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・ 申告書・申請書等の用紙の送付依頼

4 熊本国税局において、書面申告書等を提出する場合の郵送先は下表のとおりです。

業務センターの名称	都道府県	内部事務のセンター化の対象署	書面申告書等を提出する場合の郵送先住所
熊本国税局業務センター （業務センター大分事務室 業務センター宮崎事務室 業務センター鹿児島事務室）	熊本県	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号 熊本国税局業務センター
	大分県	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、竹田、宇佐、三重	※大分事務室及び宮崎事務室は、申告書、申請書等の郵送先ではありません。
	宮崎県	宮崎、都城、延岡、日南、小林、高鍋	
	鹿児島県	鹿児島、川内、鹿屋、大島、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅	〒890-8604 鹿児島市荒田1丁目24番4号 熊本国税局業務センター鹿児島事務室

（注）1 熊本国税局以外の国税局でも「内部事務のセンター化」を実施しておりますので、詳しくは各国税局のホームページをご確認ください。

2 各事務室は業務センターの一部の事務を実施します。

詳しくは、熊本国税局ホームページ（[熊本国税局](#) [検索](#)）をご覧ください。

◇ パソコン及びスマホから（<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm>）



国税だより（令和8年10月発行分）

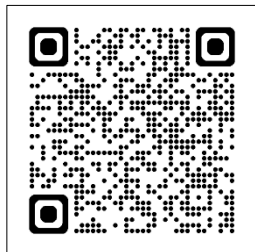
○ ご存じですか？デジタルインボイス！

デジタルインボイスとは、請求情報を、売り手のシステムから、買い手側のシステムに対し、人手を介することなく、直接データ連携し自動処理される仕組みのことです。

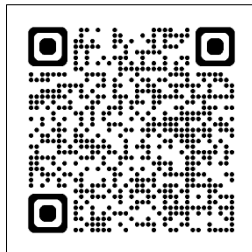
すべてデータでやりとりされるため紙やPDFの請求書で必要だった様々な処理が不要となり、売り手と買い手双方の経理業務の自動化・効率化が期待されます。

デジタルインボイス導入をご検討の際は下記二次元コードから導入ステップをご確認ください。

経理業務のDX
～ご存じですか？ペポルインボイス～
(YouTube 国税庁動画チャンネル)



デジタルインボイス
リーフレット
(国税庁 HP)



※この案内において「デジタルインボイス」として記載されている内容は、Peppolに対応したデジタルインボイスを前提としています。

○ 国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！

国税に関するご質問・ご相談は、国税庁ホームページ等をご利用ください。



○ チャットボット（ふたば）に質問する

国税庁 チャットボット	検索
-------------	----

○ タックスアンサーを利用する

国税庁 タックスアンサー	検索
--------------	----

税務職員ふたば

○ 国税相談専用ダイヤルを利用する

0570-00-5901（全国一律料金）

受付時間 平日8:30～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

○ 所得税及び復興特別所得税の予定納税（第2期分）をお忘れなく

令和8年分の「所得税及び復興特別所得税」の予定納税（第2期分）の納期限は、令和8年11月30日（月）です。納期限までに、金融機関又は所轄税務署の窓口で納付してください。

なお、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。利用されていない方は、是非ご利用ください。

そのほか、ご自宅で納税手続きが完結するキャッシュレス納付も大変便利です。この機会に是非ご利用ください。

詳しくは、こちらの二次元コード又は国税庁ホームページ



(<https://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

（注）予定納税とは、前年分の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、その年の「所得税及び復興特別所得税」の一部をあらかじめ納付する制度です。

○ キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、税務署の窓口に行く必要がない「キャッシュレス納付」が大変便利です。

納 税 手 続	概 要
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxによる簡単な操作で預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
振替納税	振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
クレジットカード	「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります。
スマホアプリ納付	e-Taxを経由して「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なPay払いを選択して納付する方法です。※事前に残高へのチャージが必要です。

また、税務署窓口での納税は「9時から16時まで」のお手続きをお願いしております。

詳しくは、こちらの二次元コード又は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル



なお、熊本国税局ホームページ上にも「キャッシュレス納付情報」の特設ページを掲載しておりますので、こちらも是非ご覧ください。

国税庁ホームページ > 国税庁等について > 組織（国税局・税務署等）> 熊本国税局 > その他の情報（キャッシュレス納付関係）

こちらの二次元コードからもご覧いただけます。



○ 「令和8年分 給与所得の源泉徴収票」の用紙の配布がなくなります

国税庁では、政府の推進するデジタル化の一環として、「給与所得の源泉徴収票」及び「給与支払報告書（個人別明細書）」の電子的提出を推進しており、e-Tax等による電子的提出率が向上していることから、令和8年分の年末調整関係用紙には「給与所得の源泉徴収票」、「給与支払報告書（総括表）」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は同封しないこととしました。

市町村や税務署の窓口においても、これらの用紙は設置しておりませんので、手書き用の用紙が必要な場合は国税庁ホームページから取得していただきますようお願いいたします。

なお、国税庁ホームページに掲載している「【入力用】給与支払報告書（個人別明細書）・給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）」ファイルに直接情報を入力していただくことにより、「給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）」、「給与支払報告書（個人別明細書）」を同時に出力することが可能です。

詳しくは、こちらをご覧ください。



ご不明な点がありましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

○ 契約書や領収書と印紙税

私たちは、毎日の生活の中で、いろいろな文書を作成したり、受け取ったりしています。

これらの文書の中には、印紙税がかかるものがあります。

印紙税がかかる文書は、金銭借用証書、不動産売買契約書、工事請負契約書などの契約書のほか、約束手形、領収書、金銭の受取通帳など、20種類に分類されています。

印紙税は、印紙税のかかる文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙をその文書に貼り付け、これに消印をして納める税金です。

文書を作成する場合は、印紙税のパンフレット（国税庁ホームページに掲載）等を参考に次のことに注意していただき、印紙税がかかるかどうか、税額がいくらかなどを確認して、間違いのないようにしてください。

- 1 覚書、念書、差入証などは、印紙税法上の契約書になる場合があります。
- 2 申込書、注文書、依頼書などの文書でも印紙税がかかる場合があります。
- 3 仮契約書、予約契約書及び仮領収書にも印紙税がかかります。
- 4 レジスターから打ち出されるレシートにも印紙税がかかります。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、一般的な事項は国税庁ホームページをご覧ください、個別のご相談は最寄りの税務署に電話で事前に相談日時等を予約いただいた上で、その文書をご持参ください。

◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/inshi.htm>)

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。

